

八丈町農業基本構想

(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)

令和8年3月

八丈町農業基本構想目次

第1章 八丈町農業基本構想策定の趣旨	- 1 -
1 基本構想策定の目的	- 1 -
2 基本構想の性格	- 1 -
3 目標年度	- 2 -
4 基本構想の構成	- 2 -
第2章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	- 3 -
1 八丈町の概要	- 3 -
2 八丈町の農業をとりまく現況	- 6 -
3 八丈町農業の課題	- 9 -
4 八丈町農業振興の目標及び施策	- 11 -
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	- 12 -
第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	- 15 -
1 経営モデルの設定	- 15 -
第4章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	- 20 -
第5章 第3章及び第4章に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項..	- 20 -
第6章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標そ の他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	- 22 -
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農 用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	- 22 -
第7章 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	- 24 -
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	- 24 -
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地 利用改善事業の実施の基準に関する事項	- 25 -
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実 施の促進に関する事項	- 27 -
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	- 28 -
第8章 その他	- 29 -

1 基本構想策定の目的

私たちの眼前には、人口減少、気候変動、デジタル化の時代など社会の急速な変化が繰り返されています。その動きに伴い、八丈町においても、豊かな地域社会の実現を求める声はますます高まっています。

このような要望に応えていくには、「いきいきとした町」づくりを強力に推進しなくてはなりません。そして、そのためには産業の振興が不可欠であり、特に基幹産業である農業の発展を促進することは、最も重要な課題となっています。

これまでも、八丈町の農業は、島の自然的条件と地域性を活かし、フェニックス・ロベリニーを中心とした花き園芸を基軸とするほか、八丈フルーツレモンやアシタバなど、特色ある農産物を生産し、東京などの大消費地に供給することにより、そこに住む人々の消費生活の安定と向上に大きな役割を果たしてきました。また、令和3年度地域振興プロジェクトの推進事業にて実施した調査の結果を踏まえ、「切葉生産日本一の島」を謳い、ポスターの作成や、都内で切葉を使用したコサージュ製作体験イベントを開催するなど、農業者や関係団体及び行政は、農業を振興するために一体となって様々な取り組みを行ってきました。

しかし、これからの八丈町の農業は、今後、世界情勢や原油価格の変動などの影響による、化学肥料、飼料、燃油等の農業生産資材の高騰や激甚化する自然災害に対応しながら、激化する国内外の産地間競争に打ち勝っていかなければなりません。

このため、農業基盤整備から生産振興のための施設整備といったハード事業、さらには農地の流動化や担い手の確保、農産物流通の合理化といったソフト事業、富士牧野の運営強化にいたるまでの各般の農業振興施策を進めていくことが必要です。

この八丈町農業基本構想（以下「基本構想」という。）は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として、八丈町農業の発展の方向を明らかにし、また効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために策定しました。国や東京都及び本町の長期計画等との整合を図りながら、見直しを行い、現在に至ります。

本計画は、農業を取巻く環境の変化に対応し、前計画の達成状況を踏まえ、令和8年度から令和17年度までの、10年間を見据えた新たな八丈町農業の振興計画として策定します。

2 基本構想の性格

- (1) この基本構想は、「八丈町基本構想（令和3年～12年）」に掲げた「いきいきとした町（産業像）」を実現していくため、町が目指す目標と振興の方向を明らかにするとともに、将来に向けて町が実施すべき施策を示した長期的計画です。
- (2) この基本構想は、「東京都農業振興基本方針」や「東京農業振興プラン」に即し、町が定める各関連計画と連携を図りつつ、その実現を目指すものです。
- (3) この基本構想は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、目標を明確にし、農業者及び農業団体に対して農業の振興及び地域の活性化を図るための指針として、その積極的な参加と協力を求め、これを実践していくものです。

3 目標年度

基本構想の目標年度は、令和17年度を目途としています。

4 基本構想の構成

この基本構想は、策定の趣旨、農業経営基盤の強化の促進に関する目標などの8章で構成されています。

第2章	農業経営基盤の強化の促進に関する目標
-----	--------------------

1 八丈町の概要

(1) 立地条件

私たちの八丈町は、東京南方海上 287km に浮かぶ面積 69.11 km²の離島である八丈島と八丈小島からなっており、伊豆諸島の南部に位置しています（表1）。八丈島は、八丈富士と三原山の両山系及びその接合部の平坦地からなり、その平坦地（坂下地域）に三根・大賀郷の2集落、三原山系（坂上地区）に檜立・中之郷・末吉の3集落が形成されています。そして、人口の約81%は坂下地区に居住しています。

八丈富士の北西部沿岸及び三原山の沿岸は、急峻をなして海に臨んでいます。また、八丈富士は伊豆諸島中の最高峰で、複式（二重）火山の代表的なものであり、広い裾野をひいて地形は単純な傾斜を示しています。これに反して、多重式火山である三原山系は、山々が重なりあっています。地形も複雑であって、湧水が流出し変化に富んでいます。

地味の点からいえば、八丈富士系は、その噴出年代が三原山系よりも比較的新しいので、玄武岩系の砂礫地が多くなっていますが、三原山系の地質は玄武岩系及び安山岩系であり、比較的肥沃で表土が深く、水も豊富です。

表1 八 丈 町 の 位 置

	面 積 km ²	周 囲 km	位 置		東 京 から の 距 離 Km
			北 緯	東 経	
八 丈 島	69.11	58.91	33° 06'	139° 47'	287.0
八 丈 小 島	3.07	8.70	33° 07'	139° 41'	287.0

（東京都八丈町勢要覧資料編）

(2) 気象条件

八丈島の気候は、日本海流（黒潮）の影響を受け、著しい海洋性気候を呈しています。冬は比較的暖かく、最寒月の平均気温は10℃を下らないため、霜や雪を見ることはめったにありません。夏は、昔に比べ暑い日が多くなっており、1955年～1964年の10年間と2015年～2024年の10年間を比べてみると、7、8月の最高気温の平均は、7月が0.4度上がり28.5度、8月は0.6度上がり30.2度になりました。また、8月の最高気温が30度を超えた真夏日の日数も、10年間で123日だったのが、189日となりました。2024年7月30日には最高気温35.5度を観測し、1906年6月の統計開始以降、初めてとなる猛暑日となり、暑さが厳しい夏となってきています。

また、季節を通じて多湿で雨が多く、年間降水量は3,000mmを超えており、東京の2倍以上を記録しています。特に6月上旬から7月中旬にかけて梅雨現象が顕著です。

さらに、春先の低気圧や秋の台風通路にも当たっているため、風の強いことも特色で平均風速10m/s以上の日が、年間110日以上もあります（表2）。

表2 八丈町の気象概況

	八 丈 町	東 京
年平均気温（℃）	1 8 . 0	1 5 . 8
年間降水量（mm）	3 , 3 0 6	1 , 5 9 8
年日照時間（時間）	1 , 4 4 5	1 , 9 2 6
年平均湿度（％）	7 9	6 5
年強風日数 （10m/s 以上）	1 1 2	1 6

（東京都八丈町勢要覧資料編 1991～2020年の30年間平均）

(3) 交通条件

八丈島と東京との交通は、海路は東海汽船㈱所属橘丸（5,681t）が、東京竹芝桟橋より三宅島、御蔵島経由で毎日就航しており、所要時間は約10時間、最大乗客数約1,000名です。その他に貨物船が随時運航しています。

空路は、ジェット機が東京－八丈島間を毎日3往復し、所要時間は50分です。

島内における道路網は、都道延長59.25km、町道延長428.51km、舗装率は都道が100%、町道は42.13%となっています。

(4) 人口

八丈町の人口は、昭和25年の12,887人をピークに、減少傾向が続いています（表3）。特に20歳代の若年層の島外流出が顕著であり、令和6年3月現在、65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は40.2%となっています。これを全国29.3%、東京都23.5%と比較すると、著しく高齢化が進んでいるといえます。また、2008年12月に発表された全国の市区町村別の将来人口推計値では、八丈町の2035年の人口は5,309人とされており、今後の人口流出、定住促進が課題となっています。

表3 八丈島の人口の変化（単位：人）

	総世帯数	総人口			就業人口			
			男	女		第1次	第2次	第3次
平成12年	4,345	9,488	4,756	4,732	4,898	937	977	2,981
平成17年	4,310	8,837	4,397	4,440	4,429	840	748	2,834
平成22年	4,090	8,231	4,089	4,142	4,231	720	767	2,740
平成27年	3,913	7,613	3,785	3,828	4,064	639	629	2,771
令和2年	3,767	7,042	3,534	3,508	3,700	491	562	2,528

（国勢調査及び東京都八丈町勢要覧資料編）

2 八丈町の農業をとりまく現況

(1) 八丈町の農業構造

明治から大正にかけて当町の産業は、酪農、養蚕、製炭が主なものでした。ところが、大正末期にフリージアが試作されたことを皮切りに、温暖な気候と豊かな自然を利用した花き園芸農業が急速に発展し、今では基幹産業となっています。

当町の農業者は、気候に適した作目の選定や品種の改良に努力を重ねるとともに、毎年のように訪れる台風による被害と離島であるがゆえの交通のハンデを自らの創意と工夫で克服してきました。担い手の高齢化が進行している一方、若い農業者を中心としたグループの活動も活発であり、鉄骨ハウスや耐風強化型パイプハウスなどの栽培施設の整備、新品目や優良品種の導入などにより、収益性の高い農業経営への取組みに力を注いでいます。

① 農家

農家戸数は減少傾向にあります。令和2年における農家戸数は319戸であり、平成12年と比べると、48%も減少しています（表4）。

表4 八丈町の農業人口の変化 （単位：戸、人）

	総農家 戸 数	専 業 農 家	兼 業 農 家			農 家 人 口	男	女
				1 種	2 種			
平成12年	621	－	－	－	－	－	－	－
	(販売農家) 462	239	223	89	134	1,551	788	763
平成17年	405	－	－	－	－	－	－	－
	(販売農家) 286	180	106	39	67	706	367	339
平成22年	489	－	－	－	－	－	－	－
	(販売農家) 389	247	142	37	105	577	317	260
平成27年	370	－	－	－	－	－	－	－
	(販売農家) 307	228	79	18	61	529		
令和 2年	319	－	－	－	－	－	－	－
	(販売農家) 264	148	116	20	96	404		

（農業センサスおよび東京都の地域・区市町村別農業データブック）

② 農地

耕地面積は、減少傾向にあります。豊富な水を利用し、西暦 1600 年代に開拓された伊豆諸島で唯一の水田を利用した水稻栽培は、転作政策と花き園芸の普及により急速に衰退しました。近年では農業者の高齢化による規模縮小や農業者数減少が主な原因となっています。

現在は、露地でのフェニックス・ロベレニーやアシタバの栽培が基幹的に行われており、その他、施設での切葉等の栽培も行われています（表 5）。

表 5 八丈町の耕地利用の変化 （単位：h a）

	耕地 面積	田	畑			
				普通畑	樹園地	牧草地
平成 1 0 年	545	2	543	212	240	91
平成 1 5 年	458	2	456	179	207	70
平成 1 9 年	411	0	411	182	201	28
平成 2 2 年	383	0	383	166	189	28
平成 2 7 年	364	1	363	117	218	28
令和 2 年	312	0	312	124	160	28

（農林水産省統計情報部耕地面積統計、東京都農作物生産状況調査、
世界農林業センサス、八丈町事務報告書）

※平成 22 年からは、世界農林業センサスより

※牧草地の面積については八丈町事務報告書の富士牧野事業の造成草地面積より

③ 農業生産

農業粗生産額は、約 22.0 億円であり（表 6）、都内の市町村の中では第 1 位（関東農林水産統計年報より）となっています。特にフェニックス・ロベレニーを中心とする切葉栽培が盛んであり、「切葉生産日本一の島」として、市場でも大きいシェアを誇っています。このフェニックス・ロベレニー切葉とレザーファン切葉、ルスカス切葉、及びその他の切葉、切花についても、共撰共販を行っており、市場等から高い評価を得ています。その他、観葉植物の生産も多く、ロベの鉢物は平成 3 年より海外へも出荷していましたが、輸出先の景気状況により需要の変化が著しいこともあり、現在は輸出を見

合わせている状況です。

また、当町は健康食品として根強い人気を持つアシタバの産地でもあります。生薬用、加工用とも島内消費にとどまらず、東京等の大消費地へ出荷しています。土地利用型の農業であるアシタバ栽培にとって、平坦地の少ない当町の土地条件は不利ですが、急峻な山肌を開墾することによって作付面積を確保しています。

表6 八丈町の農業粗生産額の変化 (単位：100万円)

	計	米	いも類	野菜	果実	花き	その他	畜産
平成13年	2,360	0	50	260	0	1,960	40	50
平成18年	2,270	0	50	220	0	1,940	30	40
平成24年	1,850	0	—	230	20	1,590	0	0
平成27年	3,080	0	20	420	10	2,600	20	10
令和2年	2,200	0	10	410	30	1,690	0	40

(関東農林水産統計年報(旧：東京農林水産統計年報)、東京都農作物生産状況調査結果報告書)

※平成24年は、いも類は野菜に含む(一表記)

※生産額100万円未満のものは0表記

3 八丈町農業の課題

八丈町農業は、生産基盤の整備や高齢化といった全国に共通した課題の他に、離島という条件ならではの課題を抱えています。

例えば、八丈町は、全国的にも有数の花きの産地ですが、生産額は近年漸減状態です。また、国内の競合産地はもとより、近年急激に増加する諸外国からの輸入花きとの競争は、激化の一途をたどっています。

また、野菜として島外に販路を拡大してきた「アシタバ」は、加工用にも大きな需用が生まれ、生産が追いつかない状況となっています。

新たな生産物として施設で栽培し樹上完熟をさせるのが特徴である「八丈フルーツレモン」の生産者も少しずつ増加傾向にあり、島内消費だけではなく、島外からの需要もあり生産量の増加が望まれているため、安定生産に向けた技術普及と施設整備等の支援体制が課題となっています。

酪農は、平成 25 年に最後の酪農家の廃業に伴い、平成 26 年 11 月に、酪農及び牛乳製造事業を継承して新たな乳業会社が設立され、ジャージー牛を周年放牧で飼養しています。ジェラートやプリン、チーズ等乳製品の製造を一貫して経営しています。肉牛については、ふれあい牧場を中心として、黒毛和種の定着化に向けて和牛繁殖に取り組んでいますが、近年は、出荷頭数の減少や子牛販売価格の低下が課題となっています。

さらに、離島の持つ交通のハンディキャップを乗り越えるためには、常により効率的な流通経路の確立を心掛けなければなりません。

生産基盤の整備については、土地改良事業などによって整備を行っていますが、不耕作地の解消が必要です。

また、昭和 61 年度より実施されている町単独の小規模農道整備事業は、農道整備による農地面積の拡大が図られ、生産性向上に大きく寄与しています。

(1) 生産技術等

- ① レザーファン等の切葉や観葉植物の鉢物生産には、強風や強い日射が大敵です。また、冬場の防寒対策も必須です。特に、年強風日数（10m/s 以上）が 110 日以上もある八丈町では耐風強化型パイプハウス等の施設が不可欠です。
- ② レザーファン等の施設では、単一作目の栽培が続くため、定期的な改植の必要があります。近年は、肥料原料価格の高騰等を受け、生産者の間には、安定的な有機質肥料の供給、コストの低減を要望する声が大きくなっています。
- ③ 高温多湿の気候的特徴を持つ当町では、温暖化等による気候変動を背景として、病虫害の発生量の増加や、発生時期の早期化及び終息時期の遅延等が問題となってきています。病虫害防除は、安定的な農業生産の実現に不可欠であり、今後も物理的・化学的防除を組み合わせた効率的で、環境に負荷を与えない防除法の確立が望まれています。

また、温暖化等の気候変動により、農作物の栽培において、高温障害や防除が困難な病気なども発生してきており、生産量の減少がみられ、気候変動への対策が急務となっています。

- ④ 市場において花きの大産地としての地位を維持していくためには、省力的・効率的栽培技術の普及を進め、生産性を向上させ産地全体の技術レベルのアップを目指す必要があります。
- ⑤ 市場の合併と大型化が進むにつれ、製品規格の統一と品質の平準化等が要求されてき

ています。しかし、生産者の技術の差により、品質にはばらつきがあり、出荷にも混載のものがみられるのが現状です。

- ⑥ 花きといういわば嗜好品の持つ性格上、そのニーズは目まぐるしく変遷しています。市場の動向を的確に把握し、今、何が求められているのかを理解する必要があります。また、耐病性、栽培の簡便性といった観点からも新しく、より付加価値の高い品目、品種の導入を推進していく体制を作る必要があります。

(2) 農業生産基盤

八丈町における農業振興地域内の農用地区域は、大半が山林・原野、混牧林地であり、農地は3割弱しかありません。また、区画整理が進んでいないことに加え、傾斜地の多いことが農家の経営規模拡大や農地の集団化を阻んでいます。

さらに、各種事業の導入により花きの栽培施設の増加が予想されるので、かんがい施設、排水路の整備を同時に進めていかなければなりません。その他、農道や林道整備の必要な箇所も多く、農業生産基盤整備の需用は拡大しています。

(3) 生活環境

急峻で平坦地の少ない当町においては、傾斜地を開墾しながら居住地や農地を拡げていかざるを得ませんでした。このような条件の不利な地域では生活道や農道、排水施設などの整備が急務です。

(4) 農業経営

- ① 今後、八丈町農業を中心に担い、地域のリーダーとなる認定農業者を育成し、安定的、効率的な経営体を育成する必要があります。
- ② 基幹的農業従事者に占める60歳以上の高齢者層の割合は約80%（2020年農林業センサスより）と非常に高く、予想される離農者を補うには新規就農者の数が不足しています。

また、女性農業者は、家族経営を主とする東京農業においては、経営に大きく貢献しているにもかかわらずその役割が明確でない状況にあります。

(5) 流通

現在、ほとんどの農産物は、毎日海上輸送や航空輸送によって東京へ出荷されています。しかし、低気圧の発生する冬場や春先、台風のシーズンには、連日欠航し、出荷ができなくなることがあります。

また、東京からさらに地方の市場に陸上輸送する場合も、近年は、輸送コストが上昇しており、より低コストで効率の良い手段を考えていく必要があります。

(6) 農地の流動化

当町ではかつての離島ブーム時代に、島外資本が別荘地、保養地として土地の買い占めを行ったため農地等の地価が上昇し、農家の規模拡大に大きな支障を来しました。現在は地価も停滞していますが、相続未登記地や島外所有者の増加など農地の確保はまだ困難です。

また、高齢等による農業規模の縮小や非耕作者への相続による農地の遊休化が増加しています。

このような状況の下で、新規就農者の農地の取得や、規模拡大を進めようとする意欲的な農業者に農地を集積するためには、農業委員会が中心となって、農地の売買、賃借など

を行うことで農地の流動化を推進していく必要があります。

(7) 新規就農機会の増加と安定

当町においては、2013 年度から 2023 年度までに新規就農者が 113 人おり、就農者のうち I ターンが 25 人、Uターンが 22 人おり、島外から移住し農業を始めた人が約 4 割います。これらの新しい農業者がスムーズに就農できるよう平成 20 年度に「八丈町農業担い手育成研修センター」を開設し、実践的な研修により担い手の確保につとめ、令和 6 年度末までに 16 人が卒業していますがさらに、定住促進のための農業者住宅の確保、技術支援、農地の提供等の諸施策を推進する必要があります。

4 八丈町農業振興の目標及び施策

(1) 農業生産基盤の整備・強化

農業者が安定した農業生産が行えるよう、農用地を認定農業者へ集積することはもちろんのこと、農用地の造成、農道の整備や農地の有効利用を通じ、農業生産の基盤を強化します。

また、農業施設や流通体制の整備を図り、生産力の向上と流通販売体制の強化を図ります。

(2) 農業者への支援

いかに農業生産基盤が整っていても、生産意欲の高い担い手の存在がなければ農業生産はあり得ません。現在、農業を営んでいる農業者だけでなく、これから就農しようと考えている若い人たちにとっても、八丈町の農業が所得面及び労働内容の面で他産業と遜色のないものにしていくことが必要です。

そのためには、産業として魅力ある八丈町農業を確立する必要があります。八丈町は、八丈町農業担い手育成研修センターの運営や就農相談窓口の設置により、独立自営できる農業者の育成と就農支援を、関係機関と協同で進めていきます。

また、農業経営基盤強化促進法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度を、望ましい農業経営の育成施策の中心に位置づけ、支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施するよう努め、八丈町農業の将来を担う農業者の経営の規模拡大と安定に向けて支援していきます。

(3) 富士牧野の経営強化

富士牧野では、ふれあい牧場を中心として、黒毛和種の定着化に向けて和牛繁殖に取り組み、和牛貸付事業の普及や観光振興との相乗効果により、富士牧野の運営強化、牧野経営の合理化を図っていきます。

(4) 目標とする農業経営の指標

このような農業振興施策の下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね 10 年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとします。

具体的な経営の指標は、八丈町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざして農業を主業とする農業者が、八丈町における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(農業の広がりを支える経営モデルは 300 万円程度、地域の農業経営を担う経営モデルは 600 万円程度、地域の農業をリードする経営モデルは

1,000 万円程度を目標)、年間労働時間(主たる農業従事者 1 人あたり 1,800 時間程度)の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

・八丈町の令和 6 年度新規就農者は 8 人であり、過去 3 年間、平均約 5 人と、近年は、毎年一定数の新規就農者がいます。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって八丈町の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

・東京都農業振興基本方針や八丈町基本構想などを踏まえ、八丈町においては年間 4 人の当該青年等の確保を目標とします。

(2) 青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方

・八丈町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者 1 人あたり 1,800 時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には、第 3 章の 1 に示す地域の農業を担う経営モデルの目標の 5 割程度の農業所得約 300 万円程度を確保することを目標とします。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保及び経営発展に向けた取組

・八丈町における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター(公益財団法人東京都農林水産振興財団)及び東京都農業会議と連携しながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、普及指導センター、八丈島農業協同組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

6 八丈町農業振興のための具体的施策

(1) 農業生産基盤の整備

農業生産の基盤である農用地の造成、農道の整備については、土地改良事業、農地防災事業等を利用し、積極的な推進を図っていきます。防風・防霜施設に関しては、山村・離島振興施設整備事業等を利用し、耐風強化型パイプハウス、防風ネットの設置を進めていきます。

また、公共牧場については、八丈町和牛貸付事業を推進するとともに、富士牧野の経済的かつ効率的な運営を図っていきます。

さらに、生産者の高齢化や担い手不足が見込まれる中、生産性向上や省力化を図るための、新たな技術を活用した DX 化等のスマート農業の取組みを促進していきます。

(2) 生活環境の整備

生活環境、農作業環境の整っていない集落においては、生活道や集落排水設備など必要な施設を、地形等の自然条件を活かしながら、基盤整備事業等を利用して整備していきます。

(3) 生産施設の充実

農業生産の中心となっている花き観葉植物に関して、従来のフェニックス・ロベレニー、レザーファン、ルスカス、その他切葉・切花等を生産の基盤に据え、山村・離島振興施設

整備事業等を利用して生産施設の拡充を図ることにより、更に大規模な生産拡大と高品質化を促進します。

(4) 優良品種の導入

切葉・切花及び観葉植物の市場ニーズはめまぐるしく移り変わっています。このため市場動向を的確に把握し、島しょ農林水産総合センターの指導の下に、より付加価値の高い品種の開発と導入を図っていきます。また、耐病性や栽培の簡便性の面からも優良な品種の選抜を推進していきます。

(5) 病虫害防除法の確立

病虫害の防除に関しては、物理的・化学的防除及び耕種的防除など多様な手法を組み合わせることにより、農薬だけに頼らない、周囲の環境と調和した総合的病虫害防除を推進します。また、農薬取締法に準拠した適切な農薬の使用を推進します。

(6) 農業経営基盤の強化

① 活力ある農業経営体の育成

すでに効率的、安定的な農業経営を行っている農業者に対しては、融資制度の活用や各種事業の斡旋等により、さらなる経営規模拡大や合理化を推奨するとともに、リーダーとなって地域農業を牽引していくように育成します。

また、これから効率的、安定的な農業経営を目指す農業者に対しては、経営診断や経営改善方策の提示などの営農指導を集中的に行い、普及指導センターを中心に関係機関と連携をとって、活力ある経営体の育成を図っていきます。

② 担い手の確保・育成

新規就農者が減少し、農業従事者の高齢化が進むことは、農業生産の減少だけにとどまらず地域の活力の衰退にもつながります。このため、若い農業者の生産組織等を活用し、情報提供や新規参入者の相談相手としての機能を発揮させることにより、若者が新たに就農しやすい環境づくりに努めます。また、八丈町農業担い手育成研修センターのハード面・ソフト面の両面より更なる充実を図り、Uターン・Iターン者も対象とした新たな担い手の育成を行います。

また、経営体における女性の役割を明確にし、農家経営に積極的に参加できるような条件を整備します（具体的な指標・目標は下表のとおり）。

八丈町・農業における男女共同参画推進に関する指標・目標

	現状（令和6年度末）	17年度までの目標
女性の認定農業者数	26人	31人
家族経営協定締結数	17事例	21事例

③ 農業者組織の支援

これからの農業者は、専門的な知識や情報を得ることのできるグループに積極的に参加し、また、地域のコミュニティづくりにも参加していくことが望まれます。

しかしながら、これらの組織は自主的なものがほとんどで、活動のための資金や経験が不十分な場合も多いため、積極的に農業者組織の活動を支援していきます。

④ 農地の利用促進

経営の規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者や新規就農者に対しては、八丈町農業委員会を中心に農地中間管理事業、農業委員会あっせん事業、八丈町独自の農地仲介制度を活用し、農地を貸したい人と農地を借りたい人とを結びつけ、遊休農地の解消と農地の有効利用を図ります。

また、未来に残す東京の農地プロジェクト等による遊休農地の再生を図る取り組みを、推進していきます。

(7) 流通体制の整備

市場において他産地に負けない競争力を発揮するためには、生産力を向上させるとともに、共撰共販など組織の育成強化を図り、作業の共同化・機械化、包装資材の整備、輸送の円滑化、品質の保持、市場の需要の拡大を促進するなど、流通・販売の各段階の整備、合理化を図っていきます。また、食料自給率のアップや地産地消を促進するという観点から、直売所での販売や学校給食での活用により新鮮で安全な地元農産物の島内流通を促進します。

(8) 観光農業への取組

平成11年度に現在の状態へ整備が行われたふれあい牧場は、既に観光ルートの中に定着しており、今後も更なる観光面での利活用を牧場経営の中で検討していきます。

また、八丈町で生産されている農産物を利用したイベントも開催されており、これらの観光資源を更に発展させるため、生産体制の強化を図り、町の特産品を観光客が手軽に手に入れられるような販売体制を確立していくとともに、島内外へPRを進めます。

(9) 支援チームの設置

八丈町は、八丈町農業委員会、八丈島農業協同組合、八丈支庁、普及指導センター、その他関連機関の協力を受けて、望ましい経営を目指す農業者に対して、この濃密な支援体制により、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性をもって自らの農業経営について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携を図るようにします。そして、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行います。

第3章	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
-----	---

1 経営モデルの設定

目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に八丈町で展開している優良事例を踏まえつつ、八丈町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

- (1) 農業の広がりを支える経営モデル：所得 300 万円
- (2) 地域の農業を担う経営モデル：所得 600 万円
- (3) 地域の農業をリードする経営モデル：所得 1,000 万円

2 経営モデルの例示

〔個別経営体〕 1

農業経営指標 300 万の例⇒農業の広がりを支える経営モデル（所得目標 300 万円）

営農類型	経営規模	労働力(人)	主な施設、機械
No. 1 ロベ切葉 (露地)	<経営面積> 80a <作付面積等> ロベ (露地) 80a	1	<資本装備> 動力噴霧器 チェーンソー 草刈機 作業場
No. 2 レザーファン切葉 (施設)	<経営面積> 30a <作付面積等> レザーファン (施設) 30a	1	<資本装備> 耐風強化型パイプハウス 動力噴霧器 草刈機 管理機 作業場
No. 3 ルスカス切葉 (施設)	<経営面積> 25a <作付面積等> ルスカス (施設) 25a	1	<資本装備> 耐風強化型パイプハウス 動力噴霧器 草刈機 管理機 作業場
No. 4 キキョウラン切葉 (施設)	<経営面積> 25a <作付面積等> キキョウラン (施設) 25a	1	<資本装備> 耐風強化型パイプハウス 動力噴霧器 草刈機 耕運機 作業場

〔個別経営体〕 2

農業経営指標 300 万の例⇒農業の広がりを支える経営モデル（所得目標 300 万円）

営農類型	経営規模	労働力(人)	主な施設、機械
No. 5 観葉植物鉢物（施設） ＋ 原木養生（露地）	＜経営面積＞ 65a ＜作付面積等＞ 観葉鉢物（施設） 15a 原木養生（露地） 50a	1 ＋ 雇用 1	＜資本装備＞ ネットハウス 耐風強化型パイプハウス 動力噴霧器 チェーンソー 耕運機
No. 6 アシタバ生葉用	＜経営面積＞ 150a ＜作付面積等＞ アシタバ生葉用 150a	1 ＋ 雇用 1	＜資本装備＞ 動力噴霧器 チェーンソー 草刈機 管理機 袋詰機 作業場（乾燥室付き）
No. 7 アシタバ加工葉用	＜経営面積＞ 150a ＜作付面積等＞ アシタバ加工葉用 100a 苗床用 30a	1	＜資本装備＞ 動力噴霧器 草刈機 トラクター 管理機
No. 8 ロベ切葉（露地） ＋ ロベ切葉（施設）	＜経営面積＞ 60a ＜作付面積等＞ ロベ（施設） 40a ロベ（露地） 20a	1	＜資本装備＞ ロベネット 動力噴霧器 チェーンソー 草刈機 作業場
No. 9 レザーファン切葉 （施設） ＋ 八丈フルーツレモン （施設）	＜経営面積＞ 28a ＜作付面積等＞ レザーファン（施設） 25a 八丈フルーツレモン （施設） 3a	1	＜資本装備＞ 耐風強化型パイプハウス 動力噴霧器 草刈機 耕運機 作業場
No. 10 ルスカス切葉（施設） ＋ パッションフルーツ （施設）	＜経営面積＞ 25a ＜作付面積等＞ ルスカス切葉（施設） 10a パッションフルーツ （施設） 15a	1 ＋ 雇用 1	＜資本装備＞ 耐風強化型パイプハウス 動力噴霧器 チェーンソー 草刈機 耕運機 作業場

〔個別経営体〕 3

農業経営指標 300 万の例⇒農業の広がりを支える経営モデル（所得目標 300 万円）

営農類型	経営規模	労働力(人)	主な施設、機械
No.1 1 アシタバ（生産・加工）	＜経営面積＞ 90a ＜作付面積等＞ アシタバ加工用 70a 種・苗床用 20a	1 + 雇用 3	＜資本装備＞ 動力噴霧器 草刈機 管理機 作業場 加工場
No.1 2 サカキ切葉（露地）	＜経営面積＞ 60a ＜作付面積等＞ サカキ（露地） 60a	1	＜資本装備＞ 動力噴霧器 チェーンソー 草刈機 肥料散布機 作業場 育苗用施設

〔個別経営体〕 4

農業経営指標 600 万の例⇒地域の農業を担う経営モデル（所得目標 600 万円）

営農類型	経営規模	労働力(人)	主な施設、機械
No. 1 ロベ切葉 (露地)	<経営面積> 160a <作付面積等> ロベ (露地) 160a	2	<資本装備> 動力噴霧器 チェーンソー 草刈機 耕運機 作業場
No. 2 レザーファン切葉 (施設)	<経営面積> 60a <作付面積等> レザーファン (施設) 60a	1 + 雇用 1	<資本装備> 耐風強化型パイプハウス 動力噴霧器 草刈機 管理機 耕運機 作業場
No. 3 観葉植物鉢物 (施設) + 原木養生 (露地)	<経営面積> 150a <作付面積等> 観葉鉢物 (施設) 50a 原木養生 (露地) 100a	1 + 雇用 2	<資本装備> ネットハウス 耐風強化型パイプハウス 動力噴霧器 チェーンソー 草刈機 耕運機

〔個別経営体〕 5

農業経営指標 1,000 万の例⇒地域の農業をリードする経営モデル（所得目標 1,000 万円）

営農類型	経営規模	労働力(人)	主な施設、機械
No. 1 観葉植物鉢物（施設） ＋ 原木養生（露地）	＜経営面積＞ 300a ＜作付面積等＞ 観葉鉢物（施設）100a 原木養生（露地）200a	1 ＋ 雇用 4	＜資本装備＞ ネットハウス 耐風強化型パイプハウス 動力噴霧器 チェーンソー 草刈機 トラクター

第4章	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
-----	--

第2章5の(2)に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に八丈町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、八丈町における主要な営農類型については、「第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」に示す目標とすべき所得が300万円のモデルとします。

第5章	第3章及び第4章に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
-----	---------------------------------------

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

八丈町では、農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東京都島しょ農林水産総合センター、八丈島農業協同組合、八丈町農業委員会、指導農業士等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、八丈町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行います。

(2) 八丈町が主体的に行う取組

八丈町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、東京都島しょ農林水産総合センターや八丈島農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応といった必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

これらのサポートを一元的に行えるように、八丈町が主体となって、東京都、八丈町農業委員会、八丈島農業協同組合等の関係団体が連携して八丈町担い手育成総合支援協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築します。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じます。

八丈町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

(3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

八丈町は、東京都、八丈町農業委員会、八丈島農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

- ① 東京都農業会議、東京都農地中間管理機構、東京都農林水産振興財団、八丈町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の環境づくりを行います。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

八丈町は、八丈町担い手育成総合支援協議会及び八丈島農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都等及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、八丈島農業協同組合等の関係機関と連携して、農業経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、東京都農地中間管理機構及び八丈町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第6章	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
-----	--

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度です。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
33.0%	

(直近5年間における認定農業者の利用集積面積割合を基に算出)

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとします。

(2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、八丈町担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進します。その際、八丈町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講じます。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、八丈町担い手育成総合支援協議会の下に利用集積の対象者を構成員とする下部組織(「担い手部会」)を必要に応じて設けます。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとします。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととします。

八丈町、八丈町農業委員会、農地中間管理機構、八丈島農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、認定農業者等担い手への農用地の集積を加速します。

また、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアの設定を促進するとともに、放牧利用や省力栽培による保全等の取組を進めます。

第7章	農業経営基盤強化促進事業に関する事項
-----	--------------------

八丈町は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に定められた方向に即しつつ、八丈町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

八丈町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- 4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、八丈町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、開催に当たっては、八丈町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。

参加者については、農業者、八丈町、農業委員、農地利用最適化推進委員、八丈島農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、東京都、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業観光課に設置します。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

八丈町は、地域計画の策定に当たって、東京都、八丈町農業委員会、農地中間管理機構、八丈島農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置か

ら地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

八丈町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、八丈町全域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、八丈町内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① 八丈町の地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を八丈町に提出して、農用地利用規程について八丈町の認定を受けることができる。

② 八丈町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 八丈町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を八丈町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 八丈町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内におけ

る農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 八丈町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 八丈町は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、八丈町農業委員会、八丈島農業協同組合、農地利用集積円滑化団体等の指導・助言を求めてきたときは、八丈町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

八丈町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 八丈島農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 八丈島農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

八丈島農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利

用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農作業の受委託を促進するための環境の整備

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ります。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

八丈町は、1 から 3 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 八丈町は、公共土地改良事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、農用地の拡大を進めるとともに、切葉・切花生産施設等の施設整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 八丈町は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

ウ 八丈町は、山村・離島振興施設整備事業や未来に残す東京の農地プロジェクトを活用することにより、農業生産施設の整備や遊休農地の活用を推進し、また出荷資材等の導入を図ることによって、安定的で足腰の強い農業経営の確立を支援する。

エ 八丈町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

八丈町は、八丈町農業委員会、普及指導センター、八丈町農業協同組合、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 2 章で掲げた目標や第 3 章及び第 4 章の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

八丈町農業委員会、八丈島農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、八丈町担い手育成総合支援協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、八丈町は、このような協力の推進に配慮する。

第 8 章	その他
-------	-----

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な項目については、別に定めるものとする。

令和 8 年度以降の農業に関する法律の改正等に対し、整合を図りながら当農業基本構想による農業振興計画を遂行してまいります。

付則

- 1 この基本構想は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。